



長野県報

12月11日(木)
平成15年
(2003年)
第1516号

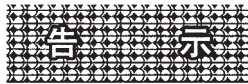
目次

告示

公共測量の実施(監理課).....	1
広域連合の規約の変更(市町村課).....	1

公告

一般競争入札(政策チーム).....	1
証票の無効(税務課).....	2
争議行為の公表(労政課).....	2
歯科技工士試験(医務課).....	2
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(3件)(生活文化課NPO活動推進室).....	3
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室).....	3
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧(2件)(産業振興課).....	4
都市計画の図書の写しの縦覧(都市計画課).....	5
都市再開発法に基づく市街地再開発組合の設立認可(建築管理課).....	5
土地改良区連合の役員の就任及び退任(土地改良課).....	5
土地改良区の役員の住所変更(土地改良課).....	6
土地改良事業の工事の完了(土地改良課).....	6
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農村整備課).....	6
一般競争入札(電気課).....	6



長野県告示第548号

明科町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成15年12月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 公共測量(明科町都市計画図修正)
- 2 作業期間 平成15年11月25日から平成16年3月29日まで
- 3 作業地域 明科町全域

監理課

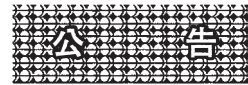
長野県北安曇地方事務所告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第3項の規定により、北アルプス広域連合長から平成15年10月17日付けで規約の変更の届出がありました。

平成15年12月11日

長野県北安曇地方事務所長 宮坂正巳

市町村課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年12月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
県民のこえデータベースシステム構築業務の委託
 - (2) 役務の特質
入札説明書によります。
 - (3) 履行期間
平成15年12月26日から平成16年3月19日まで
 - (4) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるとき

は、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 公告日現在において長野県内に本店又は営業所を有する者であること。
- (5) 過去3年間に国又は地方公共団体の委託を受けて、データベースを使用したウェブアプリケーションを複数回開発した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県経営戦略局政策チーム
電話 026(235)7251

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成15年12月25日 午前11時
イ 場所 長野県庁西庁舎303号会議室
- (3) 入札に要求される事項
この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年12月19日午後5時までに提出してください。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
要します。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

政策チーム

公告

次の証票は、紛失したので無効とします。

平成15年12月11日

長野県知事 田中康夫

証票の種類	交付年月日	交付番号	所 属	紛失年月日
徴税吏員証	平成15年4月11日	第217号	長野県上伊那地方事務所	平成15年11月21日

税務課

公告

川西赤十字病院労働組合から冬期一時金等の要求に関して、平成15年12月15日以降、川西赤十字病院における同組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成15年12月11日

長野県知事 田中康夫

労政課

公告

歯科技工士試験を次のとおり行う。

平成15年12月11日

長野県知事 田中康夫

1 試験日時

- (1) 学説試験 平成16年3月3日(水)
午前9時から午後3時15分まで
- (2) 実地試験 平成16年3月4日(木)
午前9時から午後4時まで

2 試験場所

塩尻市広丘郷原1780 松本歯科大学

3 試験科目

歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号。以下「規則」という。)第8条に規定する科目

4 受験資格

歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第14条の規定に該当する者(平成16年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)

5 受験手続

- (1) 提出書類
ア 受験願書(規則様式第4号)
イ 規則第7条第1項に規定する受験資格を証する書類
なお、卒業見込証明書を提出した者は、平成16年3月12日(金)までに卒業証明書を提出すること。
- (2) 試験手数料
試験手数料(36,000円)は、長野県収入証紙により(受験願

書にはって、消印しないこと。) 納付すること。

(3) 受付期間

平成16年1月13日(火)から平成16年1月16日(金)まで(郵送による場合は、平成16年1月16日の消印のあるものまでに限り受け付ける。)

(4) 受付場所

長野県衛生部医務課(県庁専用郵便番号 380-8570)

6 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

7 合格発表

平成16年3月22日(火)に長野県庁及び保健所の掲示板に掲示するほか、合格者には通知する。

8 その他

この試験についての問い合わせは、長野県衛生部医務課(電話 026-232-0111(内線2620))に行うこと。

医 務 課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年12月11日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年11月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 くりっく・わん

3 代表者の氏名

濱 善 夫

4 主たる事務所の所在地

諏訪郡下諏訪町6158番地9

5 定款に記載された目的

この法人は、諏訪地域住民を対象に、パーソナルコンピュータやインターネットを利用するためのIT関連事業を行い、地域住民の生き甲斐作り、地域の活性化を推進することによって情報時代に即応したコミュニティ作りに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年12月11日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年11月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 エンジョイライフサポート

3 代表者の氏名

武 居 秀 明

4 主たる事務所の所在地

諏訪郡下諏訪町267番地7

5 定款に記載された目的

この法人は、中高齢者に対して人が生涯現役をめざし、心身共に健康で生きがいを感じる事が出来、充実した毎日を送れるための支援を行うと共に高齢化社会に活力をそそぐ市民団体の支援、相談等や地域に住む外国人支援に関する事業を行うことによりより豊かな社会の実現、地域社会の活性化を図ることを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年12月11日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年11月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 C o C o (ここ)

3 代表者の氏名

井 口 昌 一

4 主たる事務所の所在地

上伊那郡辰野町大字辰野1970番地

5 定款に記載された目的

この法人は、主として上伊那地域の障害者に対して、生活自律支援に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年12月11日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年11月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 シニアのための財産と生活を守る会

3 代表者の氏名

大 沢 健

4 主たる事務所の所在地

松本市北深志1丁目9番22号

5 定款に記載された目的

この法人は、市民が老後心豊かに充実した生活をおくれるために、市民の財産及び生活の上での権利を擁護し、高齢者が生涯をかけて蓄積してきた財産に関する諸問題に対して相談及び支援をおこなうとともに、新たな高齢者社会を迎えるに当たり、自立した市民同士がお互いに手をさしのべられるような市民社会を構築するために寄与する事を目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年12月11日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年12月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ACT

3 代表者の氏名

元村幸時

4 主たる事務所の所在地

北安曇郡白馬村大字北城2809番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、雪崩災害救助及び雪崩事故防止に関する事業を行い、国民の冬山での安全に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年12月11日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

万代書店 上田原店

上田市上田原680-17ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

上田交通㈱

上田市天神1-2-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
㈱トレジャー	午前10時	午後8時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
㈱トレジャー	午前9時	午前2時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1 A	午前9時30分から 午後8時30分まで	午前8時30分から 午前2時30分まで
2 B		

4 変更年月日

平成15年12月20日

5 届出年月日

平成15年11月27日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県上小地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年12月11日から平成16年4月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年12月11日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

㈱ながの東急百貨店

長野市南千歳1-1-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

㈱ながの東急百貨店

長野市南千歳1-1-1

3 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前7時から午後10時まで	午前7時から午後9時30分まで

- 4 変更年月日
平成15年12月1日
- 5 届出年月日
平成15年11月28日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課及び長野県長野地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年12月11日から平成16年4月12日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年12月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
長野市都市計画生産緑地 稲里中央地区
東和田地区
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立を次のとおり認可しました。

平成15年12月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 組合の名称
長野市問御所町市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地
長野市問御所町1201番地
- 3 事業施行期間
平成15年12月5日から平成19年6月30日まで
- 4 施行地区
長野市大字鶴賀字町屋敷1267-1、1267-4の一部、1267-7の一部、1267-8、1267-9、1267-10、1271-1、1274-1、

1274-2、1274-8、1274-11、1274-12、1275-1、1275-3、1278-1、1278-2、1278-6、1278-7、1278-8、1281-1、1282-1、1282-3、1284-1及び1284-4、字裏屋敷1264の一部、1265-1の一部、1268-1、1268-7、1268-9、1268-10、1268-12、1268-13、1268-15、1268-17、1268-18、1273-1、1273-2、1273-3、1273-4、1276、1277、1279-1、1279-2、1280、1283-2及び1283-3並びに字清水田1173-1、1173-5、1173-6、1173-7、1200-2、1201-1、1201-2、1201-4、1201-10、1201-11、1201-12、1201-13、1201-14、1201-15、1201-16、1201-17、1201-18、1201-19、1201-20、1201-21、1201-23、1201-24、1204-1、1204-2、1206-1、1206-3、1206-4、1207-5の一部、1207-6の一部、1207-7の一部、1170-1の一部、1208-1及び1208-2

- 5 設立認可の年月日
平成15年12月5日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
長野市問御所町市街地再開発組合の事務所に掲示して行います。
- 8 権利変換を希望しない旨の申し出をすることができる期限
平成16年1月9日

建築管理課

公告

三峯川沿岸土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年12月11日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

監事

新任

氏名	住所
山岸一誠	伊那市大字美篤3862番地1
蟹澤豊治	伊那市大字手良野口832番地

退任

氏名	住所
田中和夫	伊那市大字伊那部6345番地
春日三郎	伊那市大字美篤2995番地1

土地改良課

公告

長野県埴科郡土地改良区の役員について、次のように住所に変更を生じた旨の届出がありました。

平成15年12月11日

長野県長野地方事務所長 金井 範夫

理事

氏名	変更前の住所	変更後の住所
宮坂 博敏	更埴市大字桜堂585番地 1	千曲市大字桜堂585番地 1
荒井 正治	埴科郡戸倉町大字磯部103番地の 1	千曲市大字磯部103番地 1
中村 勝幸	埴科郡戸倉町大字内川549番地 3	千曲市大字内川549番地 3
緑川 武光	埴科郡戸倉町大字小船山250番地 1	千曲市大字小船山250番地 1
山崎 一良	更埴市大字桜堂407番地 2	千曲市大字桜堂407番地 2
小林 榮	更埴市大字杭瀬下204番地 1	千曲市大字杭瀬下204番地 1
村山 達郎	更埴市大字屋代1063番地 4	千曲市大字屋代1063番地 4
酒井 義則	更埴市大字森1467番地	千曲市大字森1467番地
宮下 袈裟茂	更埴市大字倉科95番地	千曲市大字倉科95番地
岩佐 安雄	更埴市大字雨宮115番地	千曲市大字雨宮115番地
春原 利男	更埴市大字土口408番地	千曲市大字土口408番地

監事

氏名	変更前の住所	変更後の住所
寺沢 喜七郎	更埴市大字鋳物師屋351番地	千曲市大字鋳物師屋351番地
滝沢 滝夫	埴科郡戸倉町大字磯部1376番地の 1	千曲市大字磯部1376番地 1
近藤 早苗	更埴市大字森1269番地	千曲市大字森1269番地

土地改良課

公告

更埴市西部土地改良区の土地改良事業（稲荷山地区）の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成15年12月11日

長野県長野地方事務所長 金井 範夫

- 土地改良事業の名称
基盤整備促進事業
- 土地改良事業の施行についての認可年月日
平成14年 7月26日
- 土地改良事業を行った者の名称
更埴市西部土地改良区
- 事務所の所在地
千曲市大字八幡3004番地73
- 工事着手年月日
平成14年11月 6日
- 工事完了年月日
平成15年10月20日

土地改良課

公告

平成15年11月20日認可した南佐久郡八千穂村による本郷地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年11月25日行った旨届出がありました。

平成15年12月11日

長野県佐久地方事務所長 和田 恭良

農村整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年12月11日

長野県公営企業管理者 古林 弘充

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件

区分	所在地	地目又は種別	面積 (㎡)
土地	長野市大字上ヶ屋字麗原 2471-1141	原野	3,044.00
建物	同上	山荘 (木造二階建)	165.61
		四阿 (木造平屋建)	7.45

(2) 予定価格

21,050,000円 (消費税抜き)

内訳 土地 19,030,000円 建物 2,020,000円

(3) 入札方法

土地及び建物の総額について入札するものとします。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた本県の職員でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (3) 入札参加申込書を指定した期日までに提出した者であること。

3 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企業局電気課 電話 026 (235) 7373

4 入札手続等

- (1) 入札参加申込書及び同添付書類の受付期間並びに受付場所（郵送による場合も含む。）

ア 受付期間

この公告の日から平成15年12月18日（木）までの日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

3の場所

- (2) 物件の現地説明会の日時及び場所

ア 日時 平成15年12月19日（金）午前10時から

イ 場所 入札に付する物件の所在地

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年12月22日（月）午前10時から

イ 場所 長野県庁西庁舎404号会議室

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を別に定める期限までに納付してください。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 落札者の決定方法

予定価格を超えた入札であって、最高の価格をもってした者を落札者として決定します。ただし、同額の最高入札者が2人以上あるときは、くじにより決定します。

- (8) 落札価格の決定方法

落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、入札書に記載された金額のうち建物の金額に相当する額（入札書に記載された金額に予定価格に占める建物の価格の割合を乗じて得た額とします。）の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。

- (9) 契約書作成の要否

必要とします。

5 用途の制限

落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11

項に規定する接客業務受託営業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはなりません。

6 その他

詳細は入札説明書によります。

電気課